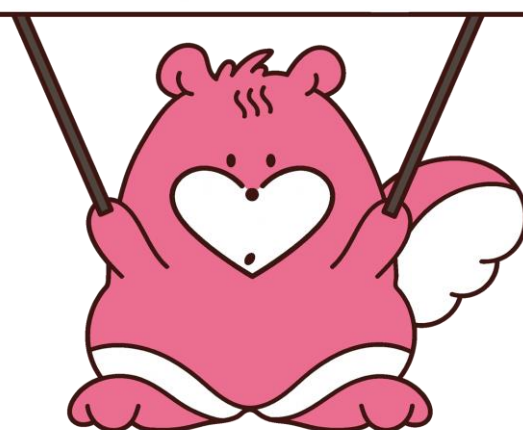


湯沢町マスコットキャラクター

ゆーたん

利用の手引き



令和7年5月16日版

目次

ゆーたん利用の手引き

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 キャラクターについて・・・・・・・・・・ 4
- 3 利用申請の手続き・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 著作権・許諾番号の表記・・・・・・・・・・ 7
- 5 ゆーたんの色と形状・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 イラスト利用ルール・・・・・・・・・・・・・ 10
- 7 ゆーたんの話し言葉・・・・・・・・・・・・・ 14
- 8 イラストリスト・・・・・・・・・・・・・ 15
- 9 よくある質問・・・・・・・・・・・・・ 17

はじめに

ゆーたんが最初に誕生したのは昭和の時代。湯沢町を宣伝するマスコットとして誕生しました。

そこから数十年。昭和、平成、令和と時代を超え、根強いファンに支えられてきたゆーたん。様々な時代のゆーたんがお手元にある方は、そのまま大切にしてください。

2025年4月、そんな湯沢町を見守ってきたキャラクターだからこそ、それを礎に、観光立町のマスコットキャラクターとして、もっと活躍の場を広げてもらおうと、ゆーたんを見直しました。

手書きのゆーたんから、デジタルに対応したゆーたんへ。

今後は、さらに多くの方々にご利用いただき、湯沢町および越後湯沢のイメージと知名度、好感度が向上することを期待して、「ゆーたん利用の手引き」を作成しました。

この手引きには、ゆーたんのデザインを利用する際の基本的なルールと、申請方法が記載されています。

ゆーたんがさらに魅力的で皆様に愛されるキャラクターになれるよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

皆様の積極的なご活用をお待ちしております。

湯沢町企画観光課



キャラクターについて



ゆーたんは、大峰山で生まれ育った山リス
温泉に浸かり癒されて桃色に染まった

名前	ゆーたん
出身地	湯沢町の大峰山
好物	笹団子
趣味	温泉巡り、雪遊び
性格	もの知り、ハートフル
仕事	湯沢町の案内役
仕事の流儀	多くは語らない

利用申請の手続き

①手続きが不要な場合

- 湯沢町及び湯沢学園が利用する場合
- 著作権で認められる私的利用の範囲で使用する場合

②届出書（様式第2号）が必要な場合

- 一般社団法人湯沢町観光まちづくり機構、一般社団法人雪国観光圏、湯沢町商工会及び社会福祉法人湯沢町社会福祉協議会が、営利を目的としないで利用する場合
- 日本国内外の行政機関が、公の目的で利用する場合
- 日本国内外の学校が、教育の目的で利用する場合
- 日本国内外の報道機関が、報道の目的で利用する場合
- 日本国内外のテレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合で、湯沢町のPRに資すると認められる場合
- 町の共催又は後援の事業で使用する場合

③申請書（様式第1号）が必要な場合

- ①と②に当てはまらない場合
例）営利を目的とする商品・サービス・広告など

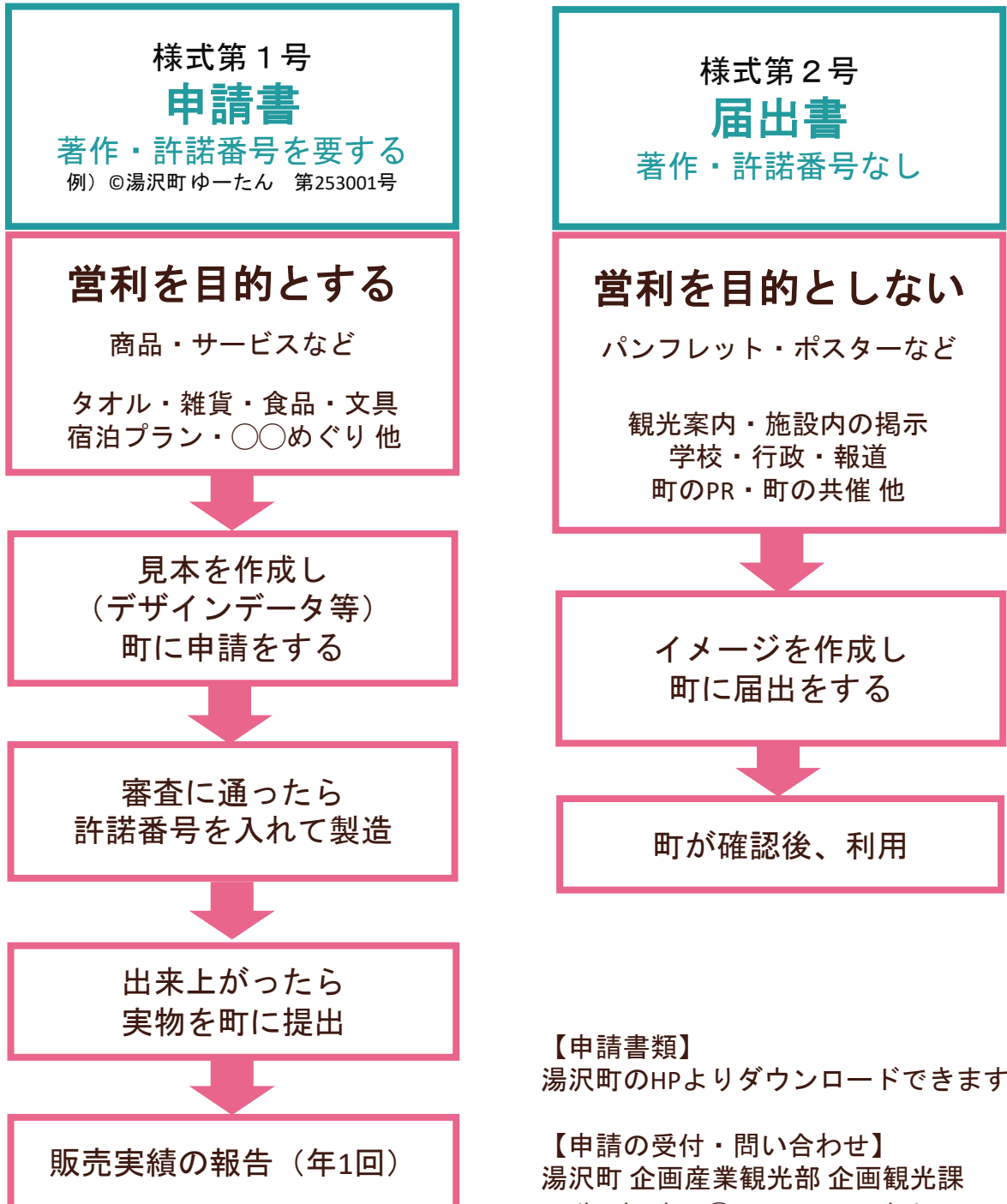
④イラストが利用できない場合

- 湯沢町及び町民活動の信用または品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき
- 法令または公序良俗に反するおそれのあるとき
- 特定の個人、団体を町が公認、支援しているような誤解を与え、または売名に利用されるおそれがあるとき
- 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものと認められるとき
- 自己の商標または意匠とするなど、独占的に利用または利用するおそれがあるとき
- 町の事業または町が認めた関連事業を推進する上で、支障があると認められるとき
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用する場合

利用申請の手続き

ゆーたん利用の申請書と届出書

利用にあたって事前の手続きは、2種類あります。所定の様式（申請書か届出書）を資料と一緒に湯沢町へ提出してください。



【申請書類】
湯沢町のHPよりダウンロードできます

【申請の受付・問い合わせ】
湯沢町 企画産業観光部 企画観光課
Mail : kankou@town.yuzawa.lg.jp
※申請書・デザインはメール送信で提出

著作権・許諾番号の表記

- 営利目的でイラストを利用する場合には、©の日本語表記かアルファベット表記のどちらかが必要です。
- 許諾番号は小さく表記し、©と離れた場所においても構いません。

©湯沢町 ゆーたん 第XXXXXX号

もしくは

©YUZAWA YU-TAN 第XXXXXX号

例)



©湯沢町 ゆーたん
第253001号



© YUZAWA YU-TAN
第253001号



©湯沢町 ゆーたん
第253001号

●ポイント

- ・ ゆーたんは、ひらがなです。
- ・ YU-TANは、大文字アルファベットと半角のハイフン (-) を使います。
×YUTAN ×TOUTAN ×YUUTANではありません。
- ・ YUZAWAは、大文字アルファベットを使い、townは省略します。

ゆーたんの色と形状

使用上の留意点

色・形状を変えない

【配色について】 ● ゆーたんの色指定は次の通りです。

- ・印刷の性質上、同色が困難な場合はなるべく近い色を使用してください。
- ・単色の場合配色の指定はありません。

	C:66 M:90 Y:90 K:60 (rgb 使用時推奨色 #330000)
	C:00 M:70 Y:20 K:00 (rgb 使用時推奨色 #FF6699)
	C:00 M:00 Y:00 K:00 (rgb 使用時推奨色 #FFFFFF)

● 基本色・印刷使用時 (CMYK)

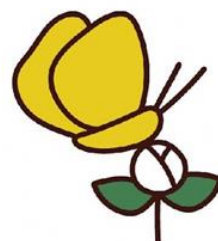
※ ゆーたんに付随するアイテムの配色



● web 使用時推奨色 (RGB)



1.	C:66	M:90	Y:90	K:60	11.	#330000
2.	C:70	M:70	Y:70	K:30	12.	#514540
3.	C:00	M:70	Y:20	K:00	13.	#EB6D8E
4.	C:20	M:80	Y:60	K:00	14.	#C15050
5.	C:76	M:20	Y:39	K:00	15.	#339999
6.	C:77	M:30	Y:83	K:60	16.	#144628
7.	C:77	M:39	Y:81	K:00	17.	#428051
8.	C:10	M:20	Y:90	K:00	18.	#FFCC33
9.	C:17	M:11	Y:10	K:00	19.	#CCCCCC
10.	C:0	M:0	Y:0	K:0	20.	#FFFFFF



(例) ゆーたんの周りに
咲く花と蝶々

ゆーたんの色と形状

使用上の留意点

色・形状を変えない

【形状について】 ● ゆーたんの体・顔のパーツの比率は右図通りです。

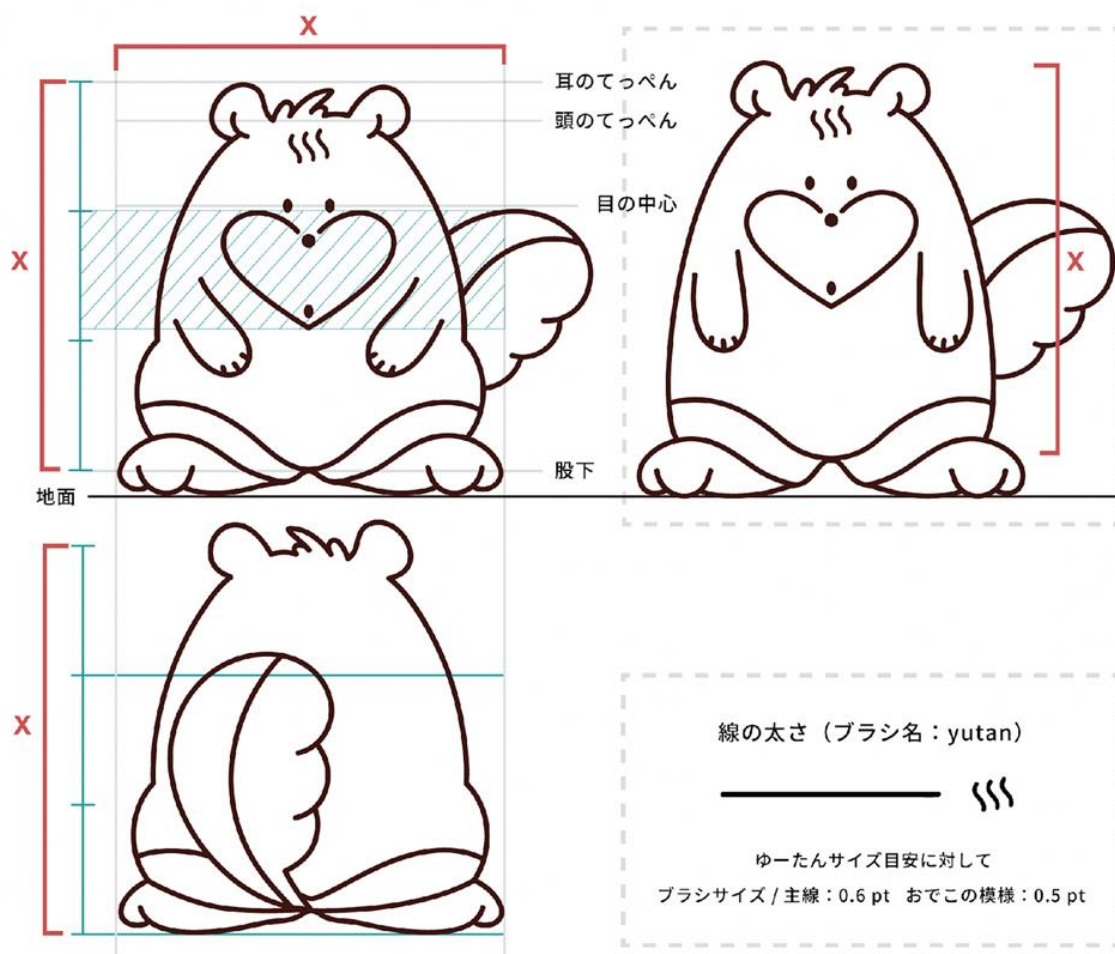
基準の長さ **X** = 足を広げた状態の横幅
= 耳のてっぺんから股下までの縦幅

※尻尾の縦幅は X の $2/3$ 以下 にしてください。

※顔のハートの大きさは 縦幅は X の $1/3$ 以下 (縦横比目安 2:3)

図：ゆーたんサイズ目安

点線枠 70mm×70mm



イラスト利用ルール

ゆーたんのイラストは、原則、改変を加えることはできません。

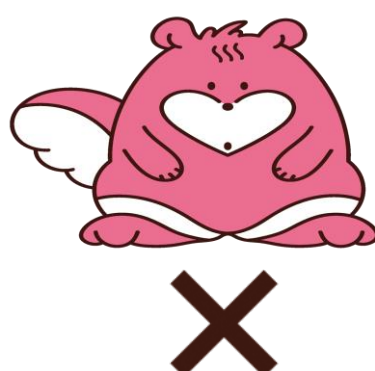
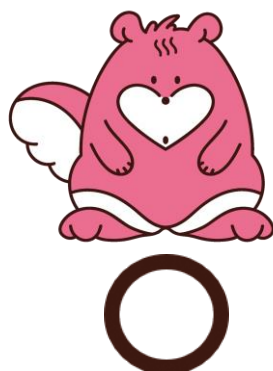
デザイン上、やむを得ず改変を加える場合は、町によるデザインの監修が必要になります。

場合によっては修正をお願いする、または使用を認めないことがあります。

以下のことに注意して、イラストを利用してください。

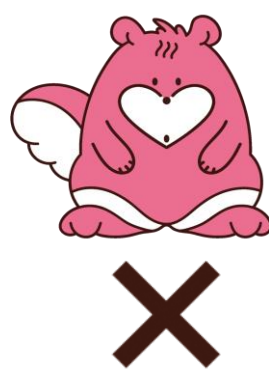
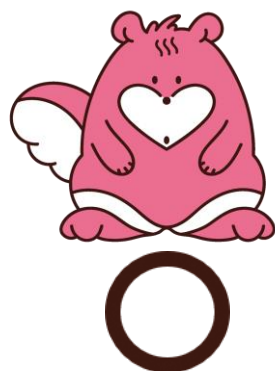
縦横の比率を変えない

- 縦に引き伸ばしてスリムにしたり、横に引き伸ばして太らせたりしないでください



反転しない

- ゆーたんは左右対称ではないため、反転することはできません

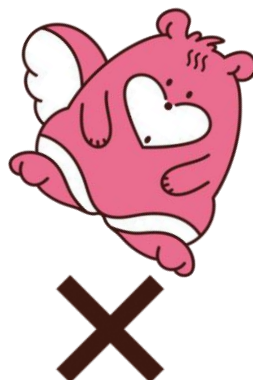
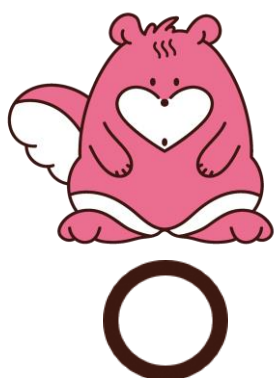


おでこの柄や毛並み
耳のかたちなど
細部に左右差あり

イラスト利用ルール

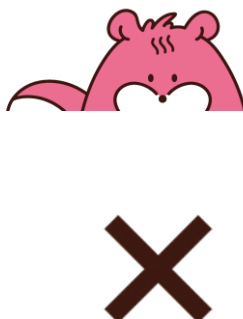
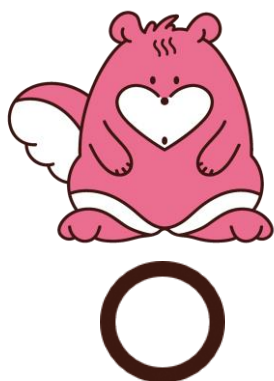
回転させない

- 意味なく回転させることはできません



トリミングしない

- イラストの一部を切り取って使用することはできません



イラスト利用ルール

背景について

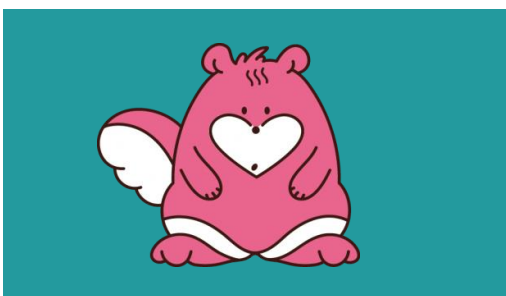
- 単色や、湯沢町に写真を使うことはできます。
- フラットデザインのため、グラデーションはNGです。
- 特殊なデザインを入れたい場合は、町による確認が必要になります。



湯沢町ではない



湯沢町とは別の
場所を想起させる



グラデーション

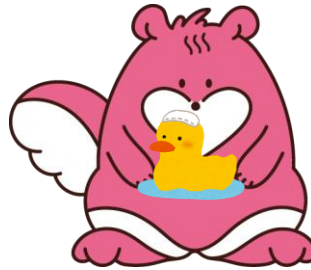
イラスト利用ルール

他のパーツとの組み合わせについて

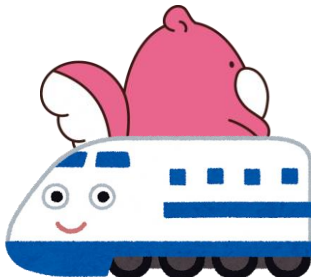
- ルールに沿っていないイラスト／キャラクター／文字は、ゆーたんのイラストの上に重ねたり、組み合わせたりすることはNGです。
- 特別な企画などやむを得ない場合は、町による確認が必要になります。



パーツのイラストに
縁取りがない



パーツのイラストに
縁取りがない



ゆーたんが
隠れている



文字を重ねる

ゆーたんの話し言葉

話し言葉について

- ・イラストのゆーたんが話すのは、案内役の言葉を基本とします。
- ・ですます調ではなく、端的に、多言語を話します。
- ・長い文章や難しい説明文は話しません。
- ・特定の商品やお店、施設などを評価する言葉（美味しい、楽しいなど）を話すことはできません。
- ・町の魅力を伝える目的で、町が必要と認めた言葉は話せます。

① 吹き出し

ゆーたんが話す言葉



② 掲示板

ゆーたんが持つ言葉



③ 説明

他者が話す言葉
※近くに添えるだけ

ゆーたんグッズ
あります

ゆーたんは
湯沢町の案内役
です

ゆーたんは
もの知りです

隠れゆーたんを
探そう



※話し言葉については、原則として町への確認が必要です。

イラストリスト

こちらはサンプルです。湯沢町HPにてダウンロードして使用してください。

※すべてカラーと白黒の用意があります。

No.1-a 基本・右しっぽ



No.1-b 基本・左しっぽ



No.2-a 立ち姿・右しっぽ



No.2-b 立ち姿・左しっぽ



No.1-a (白黒)



No.1-b (白黒)



No.2-a (白黒)



No.2-b (白黒)



No.3-a 横向き・右



No.3-b 横向き・左



No.4 うしろ姿



No.5-a 入浴中・手ぬぐい



No.5-b 入浴中・鉢巻



No.6 笹団子



No.7 ご飯



No.8 音楽フェス



No.9 お祭り



No.10 虫眼鏡



No.11 双眼鏡



イラストリスト

こちらはサンプルです。湯沢町HPにてダウンロードして使用してください。

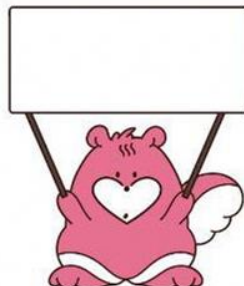
No.12 リュック



No.13 吹き出し



No.14 看板 大



No.15 看板・小



No.16 スノーボード



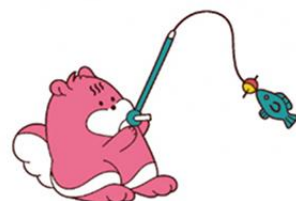
No.17 ソリ



No.18 釣り・木



No.18-b 釣り

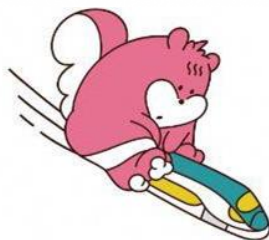


No.19 読書・昼寝



No.20 新幹線

新幹線（様式第1号での申請（営利目的）は不可）



No.21 マフラー



No.22-a 楽しい自転車



No.22-b かっこいい自転車



No.23-a スキー



No.23-b スキー板



No.24 スマホ



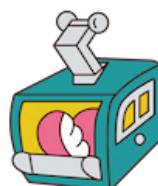
No.25-a 蕎麦打ち（丸だし）



No.25-b 蕎麦打ち（切り）



No.26 ゴンドラ



イラストリスト

こちらはサンプルです。湯沢町HPにてダウンロードして使用してください。

No.27 お辞儀



No.28-a 万歳（着席）



No.28-b 万歳（起立）



No.29 ゴルフ



小物等をご希望の方には、申請・届出後に以下のデータをAiでお渡しできます。



湯沢町マスコットキャラクター

ゆーたん



よくある質問

Q. 申込書を送付してから許諾されるまで、どれくらい時間がかかりますか？

申込書が到着してから、1ヶ月ほどお時間をいただいています。書類に不備がある場合や、デザインの監修が必要な場合は、それ以上お時間をいただく場合もありますので、早めに手続きをお願いします

Q. メール以外での申込みはできますか？

いいえ、受付はメールのみとなります。デザイン案の色味をデータで確認するため、FAXや郵送での申込みはできません。

Q. 使用期間は最長で3年間ですが、それ以上使うことはできますか。

一度の申込では最長で3年間までの使用となりますが、使用期間が切れる前に継続申込をしていただければ、再度3年間延長して使用することができます。尚、在庫が余っている場合はそのまま販売の継続ができます。追加で生産する場合には必ず申請をしてください。

Q. 解像度の高いデータはもらえますか。

申請を行って許諾がおりた後、メールでお送りすることができます。データ形式はイラストレーター（AI、PDF）またはPNGデータです。

Q. 一度許諾を受けたら、全てのゆーたんのイラストを使えますか。

許諾対象は、申請書類で指定したイラストのみになりますので、その他のイラストを使用したい場合は、別途、追加で申込みが必要になります。



お問い合わせ先

湯沢町 企画産業観光部 企画観光課

〒949-6192

新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地

電話番号：025-784-4850

Mail：kankou@town.yuzawa.lg.jp